

Ⅲ 授 業

履修登録が完了した授業科目を受講していきます。授業は以下のように行われますので、確認をして受講してください。

1. 授業時間等

授業は「学年暦」および「時間割表」に従って行われ、授業時間は次のとおりです。

時 限	授 業 時 間
I 時 限	9：10～10：40
II 時 限	10：50～12：20
III 時 限	13：00～14：30
IV 時 限	14：40～16：10
V 時 限	16：20～17：50

※原則は対面授業で行いますが、状況によってはオンラインで授業を行うことがあります。その場合は改めてお知らせいたします。

2. 集中授業等

授業には時間割および学年暦に従い、毎週定期的に行われるものと、一定期間行われる集中授業と、授業科目によっては上記の時間以外に行われる実習とがあります。

3. 休講・補講

[休 講]

授業が休講となる場合には、掲示で連絡をしますが、次の場合は休講の措置がとられます。なお、休講情報は本学ホームページから確認することができます。授業担当者の急な都合や自然災害、交通機関のトラブル等により、急に休講になる場合もありますので、可能な限りホームページで事前確認をお願いします。

休校・補講等はこちらをご覧ください。



<https://www.honan.ac.jp/students/>

- (1) 授業担当者がやむを得ない理由（公務、学会出張、病気等）で、授業を行うことができない場合は休講とします。万が一掲示等による連絡もなく、授業開始時間から30分を経過しても授業が行われない場合には、教務学生課で指示を受けてください。

(2) 交通機関（JR－中央線・飯田線等）のストライキの場合

当日午前7時までに解決した場合	正 常 授 業
午前7時を過ぎて午前8時までの間に解決した場合	1 時 限 目 休 講
午前8時を過ぎて午前9時までの間に解決した場合	1、2 時 限 目 休 講
午前9時以降ストライキ続行中の場合	終 日 休 講

当該地域のJRの運行情報はこちらからご覧ください。



飯田線運行情報



信越方面JR在来線運行情報

(3) 台風等災害時の取扱について

南信地区に暴風雨または大雪に関する警報が発令された場合の取扱は次のとおりとします。

午前7時現在発令の場合	1、2 時 限 目 休 講
午前10時現在発令中の場合	終 日 休 講

また、災害等により交通機関に不通箇所が生じた場合には「(2)交通機関のストライキの場合」に準ずるものとします。

[補 講]

休講となった授業については、原則として補講を行います。補講は主として学年暦に定められた補講日に行いますが、平常の授業の空き時間に行う場合もあります。掲示やホームページを通じ連絡をしますので注意してください。

4. 授業への出席について

深く専門の学問を学び真理を探究することは、学生の本分です。したがって正当な理由のない欠席は学生の本分に反する行為であり、厳に自粛すべきものです。試験規程第7条には「授業回数の1／3以上欠席した場合は、受験をしても単位は不認定となる。」と定められています。

やむを得ない理由により欠席をする場合には、事前事後にすみやかに次の手続を行ってください。

※欠席に関する取扱は次のとおりですが、どのような手続を取ろうとも当該授業を受講していないという事実は残ります。手続は手続として重要なことですが、もっと重要なことは欠席した授業の内容を確認し、学習内容を継続させることです。授業担当教員に積極的に問合せをしてください。

(1) 病気その他の事由により欠席をした場合は、「欠席届（小）」を科目担当教員に提出してください。10日以上欠席をした場合には、別の「欠席届（大）」を教務学生課へ提出し、病気等による場合には、医師の診断書を添付してください。

(2) 次に記載する事由で授業を欠席する場合には、「欠席扱い免除期間確認願」および「欠席扱い免除願」を教務学生課（④のみキャリア支援室へ提出）へ提出してください。欠席扱い免除となったものについては、各科目担当教員が欠席時数から削除します。欠席扱い免除日数は、当該期間もしくは教務学生課において必要と認定した日数と最低旅行日数を加えた日数とします。

なお、慶弔、就職試験（企業訪問、企業研修を含む）、運動競技等の公式試合による場合には、証明書を添付してください。

- ① 校外実習（本学指定）
- ② 運動競技等の公式試合
- ③ 学生代表としての派遣
- ④ 就職試験（企業訪問、企業研修を含む）…この書類はキャリア支援室へ提出してください。
- ⑤ 感染症法に基づく感染症
- ⑥ 災害
- ⑦ 慶弔
 - (a) 父母の祭日または命日に祭祀、または法事を行うとき…1日
 - (b) 学生本人が婚姻する時…7日
 - (c) 親族が死亡したとき（忌引）

親 族 の 範 囲		日 数	
		血 族	婚 族
配 偶 者		10 日	
一親等の直系尊属	(父 母)	7 日	5 日
同 直系卑属	(子)	7 日	3 日
二親等の直系尊属	(祖 父 母)	5 日	3 日
同 直系卑属	(孫)	5 日	1 日
同 傍系者	(兄弟姉妹)	5 日	1 日
三親等の直系尊属	(曾祖父母)	3 日	1 日
同 傍系尊属	(伯叔父母)	3 日	1 日
同 傍系卑属	(甥 姪)	1 日	1 日
四親等の傍系者	(曾祖父母)	1 日	1 日

【注意】 1、手続きは可能なものは事前に行い、事前に行うことが困難なものは事後すみやかに行うようにしてください。

2、欠席の扱いは、コロナウイルス感染症等の拡大などにより、臨時的に取り扱うものが生じる場合があります。毎日、掲示を見て確認してください。

(3) 遅 刻

25分を超えての遅刻は欠席となります。25分以内の遅刻も3回をもって欠席1回となります。このことが積み重なって欠席数が1 / 3を越える場合もあります。充分注意してください。